仕　　様　　書

１　工事の目的

いばらき予防医学プラザに設置されている防火シャッターの修繕工事を実施するものである。

２　工事場所

別紙配置図面のとおり

３　工事の内容

いばらき予防医学プラザ「令和６年度防火設備定期検査及び保守点検業務委託」結果（別添）による、要是正箇所修繕工事【検査】【垂れ幕点検】及び推奨箇所修繕工事の一式。ただし、以下の工事を除く。

【定期点検結果による要是正箇所及び推奨箇所のうち、工事から除外する箇所及びその理由】

① 防火シャッター（SS－109）について、経年劣化により交換が推奨されているが、常閉で使用していないため除外。

② 防火シャッター（SS-105、106）が連動制御器に作動表示しないため、配線調査・修繕が必要な可能性があるが、シャッター機器側が原因ではなく、本工事とは別途で工事を実施するため除外。

③ 防火シャッター（SS-101～104、106、108、201、202、204～207、301～303）が従動側点検口未設置となっており、工事推奨されているが、本工事では設置が必須ではないと判断したため除外。

４　設計数量

品名及び仕様	数　量	単位
■防火シャッター：注意喚起ブザー（SS-303）		
注意喚起ブザー	1	個
■防火シャッター：駆動装置（SS-101, 102, 103, 108, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 301, 302, 303）		
電動式開閉器	14	台
開閉器取付台	14	台
ローラチェーン	14	本
自動閉鎖装置	14	台
手動閉鎖装置	14	台
■防火シャッター：駆動装置（SS-104, 105, 106, 107）		
電動式開閉器	4	台
開閉器取付台	4	台
ローラチェーン	4	本
自動閉鎖装置	4	台

手動閉鎖装置	4	台
■防火シャッター：ケース（SS-104）		
張り合わせ部修繕	1	箇所
■防煙垂れ壁（BT-113）		
ローラチェーン	1	本
■連動機構：連動機構用予備電源		
予備電池	1	個
■防災盤操作	1	式
■交換工事費	1	式
■搬入及び諸経費	1	式
■処分費	1	式

５　施工

（１）本工事の工期は契約締結の日の翌日から令和９年３月26日（金）までとする。
（２）本工事は「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」を参考に実施すること。
（３）材料の使用にあたっては、事前に書面により監督員の確認を受けること。
（４）施工に伴い発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関連法令に従い、適切に処理すること。
（５）施工に当っては、監督員と連絡調整の上、実施すること。
（６）施工に当っては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守すること。
（７）その他、監督員の指示によること。

６　提出書類

建設業法（昭和24年法律第100号）等で規定された関係書類のほか、以下の書類を提出する。
（１）施工計画書
（２）使用機材メーカー一覧表及び機器・材料納入仕様書
（３）工事完成通知書及び支払用完成写真（A4版カラー）
（４）共通仕様書で必要とする施工管理書類等

７　その他

（１）本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議の上、その指示に従うこと。
（２）事故が発生した場合には、速やかに監督員に報告すること。